

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

発行日2019年12月16日(月)

今週のことば

ギャンブル依存症治療

厚労省は、カジノや競馬、パチンコなどギャンブルの依存症対策が課題となっていることから、来年度から依存症治療を公的医療保険の対象とする方針だが、反発も。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

12/16(月) 赤口
17(火) 先勝
18(水) 友引
19(木) 先負 レスリング全日本選手権(～22日)
20(金) 仏滅
21(土) 大安
22(日) 赤口 冬至、競馬・有馬記念

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
12/9(月)	23,431 △77	108.56 △0.10
10(火)	23,410 ▼21	108.62 ▼0.06
11(水)	23,392 ▼18	108.72 ▼0.10
12(木)	23,425 △33	108.64 △0.08
13(金)	24,023 △598	109.62 ▼0.98

令和2年度税制改正大綱(主な個人関連)

◎NISA制度の見直し等……①一般NISAは、令和6年から低リスクの投資信託などに限定した年20万円の積立枠と、上場株式なども投資対象となる年102万円の枠の2階建てに見直し、②つみたてNISAは5年延長、③ジュニアNISAの口座開設を令和5年までとします。

◎未婚のひとり親に対する税制上の措置……未婚のひとり親について、合計所得金額が500万円以下で、生計を一にする子を有する場合は、寡婦(夫)控除が適用できます。令和2年分以後の所得税に適用。

◎寡婦(夫)控除の見直し……①寡婦に寡夫と同じ所得制限(合計所得金額500万円以下)を設ける、②住民票に事実婚の記載がある場合は控除の対象外とする、③子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額にします。令和2年分以後の所得税に適用。

◎所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応……①土地等の登記簿上の所有者が亡くなり、相続登記がされていない場合、市町村長は「現に所有している者(相続人等)」に対して、条例で定めるところにより、氏名、住所などを申告させることができます(令和2年4月以後の条例の施行日後に適用)。

②固定資産の所有者が明らかとならない場合、その資産の使用人を所有者とみなして、固定資産税を課します(令和3年度分以後の固定資産税に適用)。

◎低未利用土地を譲渡した場合の特別控除の創設……都市計画区域内にある所有期間5年超の低未利用土地等を譲渡(譲渡価額500万円以下に限る)した場合に長期譲渡所得から100万円を控除します。土地基本法等の改正法の施行日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から4年12月までの譲渡に適用。

■この記事の詳細は、情報BOX201548

上場株式等に係る確定申告の注意点

上場株式等の取引について、特定口座(源泉徴収あり)を利用している場合は原則、確定申告は必要ありませんが、譲渡損失の繰越控除や、複数の口座間で損益通算する場合には確定申告します。

特定口座(源泉徴収あり)で申告しない場合は、譲渡益等がいくらであっても問題ありませんが、繰越控除の適用などで確定申告をした場合は、譲渡益等が「合計所得金額」に含まれるため、配偶者控除などに影響が出る可能性があります。

なお、繰り越している損失があり、譲渡益から控除するために確定申告した場合、合計所得金額には繰越控除後の金額ではなく、控除前の金額が加算されます。

労働安全衛生法関係の届出等の作成支援

厚労省は、労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスを開始しました(利用に事前申請や登録は不要)。

これは事業者が労働基準監督署へ提出する労働安全衛生法関係の届出・申請等の帳票をインターネット上で作成できるサービスで、現在は「労働者死傷病報告」、「定期健康診断結果報告書」などが作成可能です。

なお、オンライン申請ではないため、作成した帳票は印刷して提出する必要があります。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和2年度税制改正大綱の概要（主な個人関連）

◆NISA制度の見直し・延長

◎一般NISAの見直し

一般NISAの勘定設定期間の終了にあわせ、令和6年から2階建ての制度に見直したうえで、口座開設可能期間を5年延長する。

1階部分は投資対象商品をつみたてNISAと同様とし、年間投資上限額20万円の特定累積投資勘定（仮称）、2階部分は現行の一般NISAから高レバレッジ投資信託など一部の商品を除き、年間投資上限額102万円の特定非課税管理勘定（仮称）とする。

◎つみたてNISAの延長

つみたてNISAの勘定設定期間を令和24年12月31日まで5年延長する。

◎ジュニアNISAの終了に伴う取扱い

未成年者口座開設可能期間は延長せずに令和5年12月31日で終了することとし、その終了にあわせ、令和6年1月1日以後は、課税未成年者口座及び未成年者口座内の上場株式等及び金銭の全額について源泉徴収を行わずに払い出すことができることとする。

◆未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

◎未婚のひとり親に対する税制上の措置

未婚のひとり親について、その者と生計を一にする子（総所得金額等の合計額が48万円以下に限る）を有しており、本人の合計所得金額が500万円以下である場合は、寡婦（夫）控除を適用する。

◎寡婦（寡夫）控除の見直し

- ・寡婦に寡夫と同じ所得制限（合計所得金額が500万円以下）を設ける。
- ・住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
- ・子ありの寡夫の控除額について、子ありの寡婦と同額（所得税35万円、住民税30万円）とする。
- ・扶養親族がいない死別の寡婦、子以外の扶養親族を有する死別・離別の寡婦（合計所得金額が500万円以下）については現状のままとする。

※令和2年分以後の所得税、令和3年分以後の住民税について適用する。

◆所有者不明土地等に係る課税上の課題への対応

◎現に所有している者の申告の制度化

市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合、当該土地又は家屋を現に所有している者（以下「現所有者」）に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該現所有者の氏名、住所その他固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとする。

※令和2年4月1日以後の条例の施行日以後に現所有者であることを知った者について適用する。

◎使用者を所有者とみなす制度の拡大

市町村は、一定の調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして、事前の通知を行った上で固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができることとする。

※令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

◆低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利（以下「低未利用土地等」）で、その年1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡（その個人の配偶者その他のその個人と一定の特別の関係がある者に対してするもの及びその上にある建物等を含めた譲渡の対価の額として一定の額が500万円を超えるものを除く）をした場合には、その年中の低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができることとする。

なお、低未利用土地等であること及び譲渡後の低未利用土地等の利用について市区町村の長の確認がされている場合に限る。

※土地基本法等の一部を改正する法律（仮称）の施行の日又は令和2年7月1日のいずれか遅い日から令和4年12月31日までの間にした譲渡について適用する。